

大阪広域環境施設組合規則第3号

大阪広域環境施設組合懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則

大阪広域環境施設組合懲戒審査委員会規則（平成27年規則第4号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法施行規程第16条の規定に定めるもののほか、大阪広域環境施設組合懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 委員会は、委員3人以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>[2～3 略]</p> <p><u>4 委員長は、緊急の必要があり委員会を招集する時間的余裕がない場合、その他やむをえない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、委員会の会議に代えることができる。この場合において委員会の議事は、前項の規定を準用する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法施行規程第17条の規定に定めるもののほか、大阪広域環境施設組合懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 委員会は、委員3人以上が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>[2～3 同左]</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。